（日本工業規格Ａ列４）

様式第12号－2（裏面）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

２　表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を○で囲むこと。

４　１の①欄には、報告対象期間において、派遣労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の総合計を記載すること。

５　１の②欄及び④欄における「関係派遣先」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第18条の３第１項各号に掲げる者のことをいうものであること。

６　１の③欄における「定年退職者」とは、60歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該派遣元事業主に雇用されている者のことをいうものであること。

７　１の④欄については、②欄の数に③欄の数を減じた数を①欄の数で除して得た値（小数点以下１位未満は切り捨てる。）を記入すること。

８　２欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「無」である場合には、派遣元事業主の親会社等の名称及び派遣元事業主の親会社等の子会社等の名称を記載した書類を添付すること。

この場合において、「派遣元事業主の親会社等」とは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第18条の３第２項に規定する者のことをいうものであり、「派遣元事業主の親会社等の子会社等」とは同条第３項に規定する者のことをいうものであること。

様式第十三号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第３項」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第４項」に改め、同様式記載要領２中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

様式第十四号（表面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「五　第51条第１項」を「六　第51条第１項」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、「所在地」の下に「並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四（見出しを含む。）及び第二十四条の五第一項中「無料」を「有料」に改める。

第二十四条の八第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第六項の表第八条第二項の項及び第八条第三項の項中「第二十四条の八」を「第二十四条の九」に改め、同条を第二十四条の九とする。

第二十四条の七の見出し中「において読み替えて適用する」を「の規定により読み替えて適用される」に改め、同条中「において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条を第二十四条の八とする。

第二十四条の六を第二十四条の七とし、第二十四条の五の次に次の一条を加える。

（法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用される職業安定法第三十二条の四第二項の厚生労働省令で定める事項）

第二十四条の六　法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用される職業安定法第三十二条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　名称及び代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

第三十条中「第二十四条の六及び第二十四条の八第六項」を「第二十四条の七及び第二十四条の九第六項」に、「第二十四条の七及び第二十四条の八第一項」を「第二十四条の八及び第二十四条の九第一項」に、「第二十四条の八第六項」を「第二十四条の九第六項」に、「第二十四条の八第三項」を「第二十四条の九第三項」に改める。